

平成15年第5回 ごみ固形燃料適正管理検討会 議事要旨

日時：平成15年12月25日(木) 10:00～12:00

場所：第5合同庁舎共用第6会議室

出席者：武田座長、荒井委員、井上委員、大谷委員、大宮委員、酒井委員、永田委員、藤吉委員、安原委員、
総務省 梅原危険物保安室長(代理)、経済産業省 福島電力安全課長、
環境省 南川廃棄物・リサイクル対策部長、由田廃棄物対策課長、是澤課長補佐、瀬川課長補佐、岡本専門官、松田課長補佐

1. 議事

1) 資料1の「第4回ごみ固形燃料適正管理検討会議事要旨(案)」について、事務局が説明し、修正すべき点については1月9日までに事務局まで連絡することとされた。

2) 資料2の「ごみ固形燃料の適正管理方策について(案)」及び資料3の「ごみ固形燃料の適正管理方策について(案)」(見直し版)について、事務局が説明した。

酒井委員 乾燥ごみの水分量の監視を連続的に行うことは技術的に可能か。

藤吉委員 三重県の現地視察の際、赤外線を用いて簡易的に水分の指標を測定する実例があり、効果的と聞いた。

武田座長 温度測定と水分指標を用いた水分の測定は、同じ精度で行われているわけではないので、並記について工夫すべき。

永田委員 「感知器」や「検知器」などの計測装置の用語を出火対策等の設置目的に合わせて整理すべき。

大谷委員 計測装置の用語は測定対象範囲の違いで使い分けるべき。

永田委員 固形燃料利用施設において、受入基準値を満たさない固形燃料についての取扱い方法については、一定の基準が設けられるようにすべき。

事務局 基準値を満足しなかった固形燃料については、あらかじめその取扱方法を定めるよう記載する。

永田委員 施設職員に対する安全教育の徹底等について言及すべき。

荒井委員 特に、固形燃料利用施設の職員に対し、ごみ処理についての意識向上を図るべき。

武田座長 ガイドラインの導入部「はじめに」において、安全教育等ガイドラインにの普及啓発について記載すべき。

井上委員 導入部に記載すると、今回の一連の事件を招いた原因という捉え方となる。

藤吉委員 ガイドラインに従った適切な運用については、責任者たる技術管理者一人が理解するのではなく、施設の管理システム全体として理解される必要がある。

永田委員 導入部であっても、今般ガイドラインを取りまとめたので、適切に運用されたい等記載の仕方はある。

梅原室長(代理) 消防庁の検討会においても、消防庁として、日常の安全管理体制として、安全管理要員の確保及び安全管理教育の必要性について提言してい

るところ。

武田座長 本検討会の報告書にも何らかの形で入れることとする。

井上委員 何カ所かで「温度又は一酸化炭素」を測定することとされているが、どちらか一方を測定するだけで問題ないか。

大谷委員 発火した場合は温度が先に上昇するが、燻りの場合は一酸化炭素濃度が先に上昇する。

武田座長 それぞれのところでどちらを重視するか、あるいは、両方とも重視するかという趣旨で、「又は」を「や」に修正する。

井上委員 粉化度を毎日目視で監視することができるか。

武田座長 粉化の指標を毎日監視し、随時結果をフィードバックすることについては、施設の管理として有効。

井上委員 「監視」というほどの作業ではない。

事務局 「確認」と記載する。

大宮委員 「冷却工程を経た直後のごみ固形燃料は搬送せず」とあるが、表現を適正化すべき。

藤吉委員 「金属成分は有機物の低温酸化を促進する可能性がある」とあるが、その根拠如何。また、微生物に係る記載については、生ごみに係る微生物の管理が問題ではなく、ごみ自体の発酵特性が問題と考える。

大宮委員 ただし、微生物発生の主原因は生ごみの搬入によるものである。

井上委員 微生物の持込みが問題なのではなく、その後の微生物の発酵が問題なので、微生物の持込みに係る記述を削除して、微生物の発酵について留意するよう記載すべき。

永田委員 ごみ固形燃料の性状管理について、水分、粉化度、温度・・・という順序で記載しているが、重要性から考えて、水分、温度、粉化度・・・とすべき。

大谷委員 プラスチックについては、鉄が混じっていると自然発火温度が下がる。

井上委員 低温酸化については、プラスチックなども原因となる旨記載すべき。

安原委員 プラスチックだけではなく、アルミニウムと炭素含有量の多い物質でも発火温度が下がる。

荒井委員 ごみ固形燃料の低温酸化として記載すべき。

武田座長 成形工程については、摩擦熱を利用して成形するものと記載されているが如何。

酒井委員 加圧押し出しにより成形するものとすべき。

安原委員 サイロの上部、中部、下部に計測センサーを設置とあるが、実際は壁面や中央部のどこの温度を測定すべきか。

荒井委員 温度センサーはある程度設置場所を選ばないが、他のセンサーは難しい。

永田委員 温度だけでも特記すべき。

大谷委員 空気中の酸素を必要としない発熱反応の場合は、中心部の酸素が少ないところが温度が高くなる可能性が高い。また、酸素を必要とする発熱反応の場合は、外側に近い方が温度が高くなる場合がある。

永田委員 発酵の場合は温度上昇箇所がわかりにくい。ただし、放熱のしにくさということであれば、中央部ということになる。

事務局 特に、中心部分の温度監視に留意する旨記載する。

荒井委員 「中心部分」とすると、サイロの中のどこかわからなくなる。

武田座長 「センターコーン近傍」と記載する。

井上委員 サイロにおいて、不活性ガスの常時充填については、別の管理方法もあるのではないか。

酒井委員 サイロについては、換気の有効性が確認されれば、それでもよいという理解で良いか。

武田座長 「等」やそれ以外の方法についても実効性を確認した上で適用することができる旨記載している。

事務局 先ほどのガイドラインの教育・周知徹底については、導入部「はじめに」及び「今後の課題」の中に記載する。

武田座長 「てにをは」等を含んだ最終的な整理は除いて、報告書の議論についてはこれでよろしいか。また最終的な整理については、座長一任ということによろしいか。(各委員からは異議なし。)